

譲与税等及び宝くじ収入について

	内 容	交 付 方 法
地方揮発油譲与税 507,000⇒965,000	ガソリンに課される国税。全額地方自治体に譲渡される地方譲与税の一つ。	地方揮発油税収入のうち、58/100が都道府県及び政令指定都市、市町村への配分は42/100。 そのうち2分の1を一般国道、高速自動車国道および都道府県道の延長で、残りの2分の1を面積で按分し譲与される。
石油ガス譲与税 0⇒20,000	石油ガス(主にタクシーなどに使用される燃料用のガス)に課税された石油税を地方公共団体に譲与する地方譲与税の一つ。	石油ガス税収入の1/2相当額が、都道府県及び指定都市に対し、各区域内の一般国道・都道府県道の延長及び面積で按分して譲与される。
自動車取得税交付金 362,000⇒439,000	自動車の取得に対して課税される県税。	自動車取得税(都道府県税)の①95/100のうち、7/10を市町村が管理する道路の延長及び面積で按分し交付。 指定都市へは①のうち3/10を指定都市が管理する一般国道等の延長及び面積の占める割合を乗じて交付。
軽油引取税交付金 0⇒3,060,000	軽油の製造業者、輸入業者または販売業者の軽油の引き取り(購入)に対して課税される県税。	軽油引取税(都道府県税)の90%を、都道府県及び政令指定都市がそれぞれ管理する国道及び都道府県等の面積で按分し、指定都市に交付。(市町村は交付対象外)
交通安全特別対策交付金 169,000⇒356,000	交通反則金収入を原資として、各地方公共団体が単独で行う交通安全施設整備経費に充てる財源として交付。交通事故の発生を防止することを目的とする。	各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済み道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額を算定する。
宝くじ収入 0⇒1,434,000	全国自治宝くじ及び西日本宝くじの売り上げ収入。	県市基本協定に基づき、県全体の収益金見込のうち、サマージャンボ、オータムジャンボを除く分について、県全体に占める市の人口の割合39.5%を勘案して積算。